

第 7 2 5 回

東京都青少年健全育成審議会

- ※ 発言者の氏名（都職員及び関係行政機関職員を除く）
及び個人情報、一部企業名など、議事録の一部を伏せて
掲載しています。

令和 3 年 6 月 14 日（月）

【出席委員】

清宮	眞知子	委員
山	了吉	委員
石川	知春	委員
伊藤	廣幸	委員
加藤	美恵子	委員
井門	明洋	委員
栗下	善行	委員
平	慶翔	委員
のがみ	純子	委員
柳川	雅彦	委員
天日	隆彦	委員
亀田	雅子	委員
横山	和子	委員
加藤	英典	委員
新内	康丈	委員
高島	由紀子	委員

【事務局】

若年支援担当部長	米今	俊信
若年支援課長	相原	俊則

午後 3 時 30 分開会

○若年支援課長 本日の傍聴人等をご案内いたします。本日でございますが、報道はゼロとなっております。傍聴人は 15 人となっております。それでは傍聴人をご案内いたします。

(傍聴人入室)

○若年支援課長 それでは審議会を始めさせていただきます。現在ご出席いただいております委員の方は 16 名で、条例第 24 条第 1 項に定めます審議会の開催に必要な定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。それでは会長、議事進行をお願いいたします。

○会長 それではただ今から「第 725 回東京都青少年健全育成審議会」を開催いたします。お手元の議事次第に従いまして、議事進行を行ってまいります。

議事の 2、「条例に基づく事務の施行経過」について、事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 はい。条例に基づく事務の施行経過等について、ご説明申し上げます。「次第」と書かれております資料の表紙をおめくりいただき、1 ページをご覧ください。前回の審議会以降 4 月 12 日から 6 月 13 日までに実施いたしました本審議会事務局の動きをまとめたものでございます。

前回審議会のご意見をふまえて、不健全図書類の指定につきましては 2 誌を指定図書類とすることを決定いたしました。

4 月 15 日にプレス発表、店舗及び関係団体等への周知を行い、4 月 16 日に告示をいたしました。また、青少年やその保護者等を対象に、「ファミリー e ルール講座」を合計 177 回開催いたしました。また、本日の審議会に先立ちまして、6 月 9 日に出版業界自主規制団体との打合せ会を実施いたしまして、本日諮問いたします図書類に関するご意見をいただいております。意見聴取の内容は「自主規制団体からの聴き取り結果」として取りまとめたものを、調査・審議事項の資料に添付しております。

2 ページ、3 ページには、過去 1 年間の不健全図書類の指定実績を、また 4 ページには過去 1 年間の優良映画の推奨実績を載せてございます。

不健全図書につきましては、過去 1 年間以内に不健全指定を 6 回受けた場合、事業者に対し勧告をする制度がございますが、累回指定による勧告の対象となりました事業者は今月もございません。

5 ページ、6 ページにかけましては、都が委嘱しております東京都青少年健全育成協力員の 4 月、5 月の活動状況を載せてございます。

5月までに委嘱しております協力員は751名となっております。4月の活動者数は29名、調査店舗数は192店舗でございました。5月の活動者数は40名、調査店舗数は205店舗でございました。確認する図書類でございますが、不健全図書と指定した図書類である「不健全指定図書類」、「成人向け」などの成人マーク付きの図書類である「表示図書類」、青い半透明のシールで止めることで青少年が容易に閲覧できない措置がなされた、小口シール止め誌である「類似図書類」の3種類となります。

これらの図書類について協力員の調査結果を、それぞれの表に示しております。

まず、4月、5月ともに不健全指定図書類及び表示図書類、類似図書類を不適切に販売している店舗はございませんでした。

次に青少年への販売等を制限する制限掲示がなかった店舗が4月に1店舗ございました。

なお、不健全指定図書類に関する通報等に基づく立入調査は4月、5月ともございませんでした。

続きまして7ページからは、都の職員による独自の立入調査等の実施状況を記載してございます。7ページには4月分、8ページには5月分の実施状況をそれぞれ記載しております。

1番目の表、書店等への立入調査ですが、4月に指定図書類の取り扱い不適切が1店舗ありましたが、表示図書類及び類似図書類につきましては、4月、5月とも問題のある店舗はございませんでした。

2番目の表、映像ソフト・ゲームソフト専門店等への立入調査では、ゲームソフト専門店において、表示ソフトの取り扱い不適切が4月に2店舗、5月に1店舗ございました。

3番目の表、カラオケボックス、まんが喫茶等への実態調査は、4月、5月は実施してございません。

4番目の表、古物商への立入調査では4月、5月ともに問題のある店舗はございませんでした。

いずれの月におきましても、問題があった店舗に対しましてはその場での是正措置を含め、条例を順守するよう指導いたしております。

9ページ、10ページには、雑誌・ビデオ類等に関する自動販売機の届出等について4月、5月の施行状況を掲載してございますが、3月と変動はございません。また、自動販売機立入調査については、4月、5月は実施してございません。

11ページでございますが、東京都青少年健全育成協力員による活動状況の令和2年度の累

計、また 12 ページには、立入調査等の実施状況の令和 2 年度の累計、13 ページには、自動販売機届出状況等の令和 2 年度の累計をそれぞれ載せてございます。

事務の施行経過につきましては以上でございます。

○会長 はい。説明ありがとうございました。4 月分と 5 月分のご報告とそれから令和 2 年度分の報告ということで資料が付いてございます。皆さん見慣れた資料であると思いますが、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

それでは私から 1 つだけ、4 月、5 月カラオケボックス等の立入調査を実施しなかったという報告がございましたが、今のコロナ対策を考えながらのお考えだったのでしょうか。

○若年支援課長 そうですね。カラオケボックス等につきましては、緊急事態宣言期間などにおいて、休業等している店舗も多いということもございまして、4 月、5 月につきましては、調査を実施しなかったところでございますが、宣言解除後におきましては前年度と同様の規模の立入調査ができるよう努めていきたいと考えております。以上でございます。

○会長 はい。ありがとうございます。皆さんの中でご質問ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それではご質問等がございませんので、調査・審議事項に移りたいと思います。

本日は、不健全図書類の指定についての諮問でございます。よろしくお願いいたします。

調査・審議事項は非公開となりますので、各委員、事務局職員以外の方はこの段階でご退出をお願いいたします。

(傍聴人退室)

○会長 では再開いたします。本日の諮問事項につきまして事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 はい。それでは本日の諮問事項についてご説明申し上げます。お手元の資料のうち「調査・審議事項」と記載されております資料に沿ってご説明いたします。

本日は計 2 誌の不健全図書類の指定についての諮問でございます。

資料の表紙をおめくりいただきまして、1 ページをご覧いただきたいと存じます。諮問第 1153 号でございます。

2 ページをご覧ください。「諮問図書類及び指定基準該当箇所一覧」でございます。こちらに記載されている図書類は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 3 年 5 月 28 日までの間に、都内のコンビニ・書店等で、青少年が容易に手に取り閲覧できる場所に陳列されているものから購入した計 198 誌のうちから、8 ページ、9 ページに記載しております条例施行規則第 15 条の指定

基準に基づきまして、指定図書類の候補として選定したものでございます。

番号1が「BAMBOO COMICS REIJIN uno!『クソアンチ♥ラブデストロイ』」、令和3年4月21日に株式会社竹書房より発行されております。過去1年間の指定は2回となっております。

番号2が「ミケプラスコミックス『こんなことするとは聞いてない!』」令和3年6月7日に道玄坂書房より発行されております。過去1年間の指定は1回となっております。

該当箇所につきましては、いずれも全編大部分でございます。指定基準でございますが、いずれも施行規則第15条第1項第1号イ・ロ、著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるもの、でございます。

購入場所はいずれも書店でございます。

本審議会の諮問に先立ちまして、6月9日に自主規制団体から意見を聴取しております。当日は17名の方が出席され、聞き取った内容を3ページ、4ページに取りまとめてございます。

まず3ページをご覧ください。

番号1「BAMBOO COMICS REIJIN uno!『クソアンチ♥ラブデストロイ』」でございます。

自主規制団体のご意見といたしましては「指定やむなし」の意見が14名となっております。その主な内容でございますが、「全体的に性器の修整がやや甘く、特に局部のアップシーンが目立つ。後半にかけて、体液描写が多く、器具の使用もあり、卑わい感を強く煽っていることから、成人向き作品と考える。指定該当。」などがございます。

「指定非該当」の方は2名で、その主な内容は、「性器の修整はされているものの、性交シーンが多く、体液や擬音描写も多い。ただ、各編登場人物の絵柄やキャラクターの割にあまり暴力的なシーンもなく、強制的な印象も感じられない。総合的に判断して指定非該当。」などがございます。なお保留の方が1名おられました。

4ページをご覧くださいと存じます。

番号2「ミケプラスコミックス『こんなことするとは聞いてない!』」です。

自主規制団体のご意見としましては「指定やむなし」の意見が14名となっております。その主な内容は、「漫画のモデルの仕事が拘束しての強姦シーンと器具の使用、携帯での撮影。一方的なセックスの強要で人格否定につながる描写である。性器の形状がはっきり分かり修整はされていない。性描写は少なめであるが総合的に判断し指定該当。」などがございます。

指定非該当の方は2名で、その主な内容は、「性器の修整が甘いものの絵柄が淡白なこともあり卑わいさが少ない。冒頭の拘束や性交類似行為の描写が人格否定にあたるかどうかについては、条例第8条第1号の青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるとまでは認められない。指定非該当。」などでございます。なお、保留の方が1名おられました。

説明は以上でございます。

○会長 はい。ありがとうございました。ただ今の事務局からの説明についてご質問はございますか。

では特によろしければ調査に入っていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

(図書審査)

○会長 それでは皆さま図書をご覧いただけたようですので、各委員からご意見を伺ってまいります。まず新内委員お願いいたします。

○新内委員 2誌とも指定該当でお願いしたいと思えます。1誌目のほうは、性的描写の数も多く、卑わいな感じを与えると思えました。2誌目のほうは性器の消しも甘くて、そういう描写については卑わいな感じを同様に与えると思えました。以上です。

○会長 ありがとうございます。次にH委員お願いいたします。

○H委員 はい。私も2冊とも指定該当でお願いしたいと思えます。まず1冊目のほうですが、非常に性描写の数も多くて露骨です。これは青少年が読むのにはもう全くふさわしくないと思えます。2冊目のほうはそれに比べたらかなりソフトなタッチで、露骨な感じもちょっとは控えめですが、やはり青少年が読むとなりますと、総合的に判断してこれはいかな内容かと思えます。指定該当でお願いしたいと思えます。以上です。

○会長 はい。ありがとうございました。次にG委員お願いいたします。

○G委員 はい。1誌目はですね、身体拘束しての性描写があるということ、それと性器の修整はされていますけども、どういうものか、何が行われているかというのは大変分かりやすくなっている。あと擬音、体液の描写が大変激しく書かれているということで指定該当でお願いいたします。2誌目はですね、性器の修整がなされているとはとても言えないような修整でございますので、こちらも指定該当でお願いいたします。

○会長 はい。ありがとうございました。次に加藤英典委員お願いいたします。

○加藤(英)委員 はい。2誌とも指定該当でお願いしたいと思えます。番号1のほうにつきましては、全体的に性器の修整が甘いということと、それから体液描写が多い、器具の使用もあ

るということで、卑わい感が強く感じられるということで、指定該当でお願いしたいと思いません。それから番号2はこちらのほうも、人格否定につながるような強要という場面があるということと、それからやはり性器の消しが甘いということもありますので、こちらについても指定該当でお願いします。以上です。

○会長 はい。ありがとうございました。次に亀田委員お願いいたします。

○亀田委員 はい。私も2作とも指定該当でお願いいたします。程度の差こそありますけれども、両方とも施行規則の第15条第1項第1号イ・ロ両方にあたるのではないかと思いますので、2作とも指定該当でお願いいたします。

○会長 はい。ありがとうございました。次にF委員お願いいたします。

○F委員 はい。2誌とも指定該当でお願いいたします。性描写の頻度、そして性器の消しの甘さが問題だと思っております。以上です。

○会長 はい。ありがとうございました。次にC委員お願いいたします。

○C委員 はい。2誌とも指定該当でお願いいたします。まず1誌目は性描写の場面が多くて卑わい感がとても強いということです。それと2誌目のほうは性器の修整が非常に甘くて、器具の使用、拘束しての強姦という、人格否定にもつながるという理由から2誌とも指定該当でお願いいたします。

○会長 はい。ありがとうございました。次にB委員お願いいたします。

○B委員 はい。自主規制団体との打合せ会で指定該当が非該当よりも圧倒的に多い2冊ですけれども、私も人格否定とかセックス時における強制、道具での縛りとか、性器そのものの消しの甘さとかが問題だと思います。

一方で、BLは、女性の読者を想定して主に女性の作者が、男性同士の愛とセックスを描くというのがパターンで、これが市場を形成しているんですけども、こういう市場が今、日本だけではなくて韓国語に翻訳されたり、台湾に出ていってたりして、約二百数十億円の市場規模になっています。この2誌の描写そのものは東京都の条例等の規程に該当しますので、私も成人向けということで指定該当やむなしとは思いますが。ただ皆さんに知っておいていただきたいのは、作者も編集者も多くが女性で、読者も女性の20代30代が中心です。そのBL作品のほとんどは、ソフトなものだということをお頭のなかに入れておいていただければと思います。

○会長 はい。ありがとうございました。次に高島委員お願いします。

○高島委員 はい。2誌とも指定該当でお願いしたいと思えます。1誌目の理由ですが、拘束し

て同意のないままの性行為は人格否定につながりますし、性器の修整も甘いところがあるからです。2誌目ですけれども、こちらはですね。お金の困っている人の弱みに付け込んで、仕事のあっせんというかたちで拘束しての強姦や、そして撮影というのは、やはり人格否定につながるおそれがあると考えました。以上でございます。

○会長 はい。ありがとうございます。次に横山委員お願いします。

○横山委員 はい。結論としては2冊とも指定該当でお願いしたいと思います。1冊目は拘束をして、しかも器具を利用して性的な描写が大変多いというところですね。それから2冊目については性器の修整というよりは、線が余計に強調されて、部位を強調して見えますし、卑わいさを感じるという点で2冊とも指定該当でお願いしたいと思います。以上です。

○会長 はい。ありがとうございます。次にA委員よろしくお願いします。

○A委員 はい。2誌とも指定該当でお願いいたします。1誌目は性描写も多くて卑わい感が非常に強いということと、2誌目は性器の修整も甘く、やはりその性器の修整の甘さがより卑わい感を募っているということで、指定該当でお願いいたします。以上です。

○会長 ありがとうございます。次にI委員お願いいたします。

○I委員 はい。2誌とも指定該当と思います。以上です。

○会長 はい。ありがとうございます。次にD委員お願いいたします。

○D委員 はい。指定該当、区分陳列でよいかと思います。1冊目は暴力的な描写が非常に多く、これが区分陳列されていないこと自体があり得ないなという印象でございます。以上でございます。

○会長 はい。ありがとうございます。次にE委員お願いいたします。

○E委員 はい。私も2誌とも指定該当だと思っております。1冊目は内容的にも非常に器具の使用とか、性器の修整が甘い部分とかやっぱり青少年の健全な育成にとってはふさわしくないと感じます。2誌目については3万円で誘って、縛って、写真を撮ったり、そういうことをして、でもその人が3万円をもらったらまた3万円をもらうためかどうか分からないですが、そこに行ってしまうというそういう内容自体もちょっと問題があるのかなと思いました。以上です。

○会長 はい。ありがとうございます。では会長代理お願いします。

○会長代理 はい。2誌とも指定該当でお願いします。1誌目は性的行為、露骨な描写が卑わい感を与えています。それから2誌目は性器の描写が非常に卑わいで、問題があるということで

指定該当でお願いします。

○会長 ありがとうございます。それでは最後に私ですが、2冊とも区分陳列、指定該当でお願いしたいと思います。青少年が読むにふさわしい内容ではないと思います。1誌目はお話がありましたように、性描写も激しいし、拘束等の強制的なシーンもあります。また2誌目については修整が甘いのに加え、人格否定的な筋書きが見られると思いました。以上です。

それでは、全員一致して2誌とも指定ということで答申をまとめたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

はい。ありがとうございます。

それでは事務局から、ほかに連絡事項がありましたらお願いします。

○若年支援課長 はい。事務局からでございます。都民の申出につきましては今月はございませんでした。

次に、次回の審議会ですけれども、諮問予定の映画がございます。作品名は『沈黙のレジスタンス～ユダヤ孤児を救った芸術家～』。申請者は株式会社キノフィルムズでございます。試写会は、6月25日金曜日午後3時から。場所は港区六本木にありますキノフィルムズ試写室で行う予定でございます。

試写会を予定しておりますが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、DVDやオンラインでの視聴も対応可能でございます。事務局からは以上となります。

○会長 それでは、調査・審議事項全般それから今の諮問映画のことも含め、何かご質問がありましたらお願いいたします。

ご質問はないでしょうか。

それでは以上で調査・審議事項は終了といたします。傍聴人の方が再入室するため、図書名が分かる資料はしまってくださいようお願いいたします。

(傍聴人入室)

○会長 それでは議事を再開いたします。事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 はい。まず本日の審議でございますが、不健全図書2誌について諮問を行いまして、2誌を東京都青少年の健全な育成に関する条例第8条第1項に該当する、不健全な図書類として指定することが適当であるという答申となりました。

告示予定日は令和3年6月18日金曜日、プレス発表は告示日前日の令和3年6月17日木

曜日となります。告示日若しくは告示日の前日まで、不健全図書類の名称等の公開をお控えいただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

最後に次回の審議会についてご案内いたします。令和3年7月12日月曜日の15時30分から、場所は今回と同じこの会場を予定しております。説明は以上です。

○会長 それでは本日の審議会はこれで終了とさせていただきます。どうも皆さんありがとうございました。

午後4時20分閉会